

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年1月14日	京都市交通局(法人番号 2000020261009) 代表者山本耕治	京都府京都市右京区太秦 下刑部町12	烏丸営業所	京都府京都市北区小山上総町49番地 1号	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法第27条第3項	令和2年8月27日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切)(運輸規則第48条の3)	7	1